

第2回漁業特定技能協議会・漁業分科会 (議事概要)

1. 日 時：令和元年 10 月 8 日（火）13：30～14：45

2. 場 所：一般社団法人大日本水産会 大会議室

3. 出席者：

【漁業分科会構成員】

一般社団法人 大日本水産会 事業部長	木上 正士
全国漁業協同組合連合会 漁政部次長	三次 亮
一般社団法人 全国いか釣り漁業協会 専務理事	中津 達也
一般社団法人 全国近海かつお・まぐろ漁業協会 専務理事	納富 善裕
一般社団法人 日本定置漁業協会 専務理事	玉置 泰司
一般社団法人 全国まき網漁業協会 専務理事	武井 篤
全国さんま棒受網漁業協同組合 専務理事	大石 浩平

全日本海員組合 水産局長	高橋 健二
--------------	-------

水産庁 漁政部 企画課 漁業監督指導官	青木 保男
資源管理部 国際課 かつお・まぐろ漁業企画官	笠原 光仁

【事務局】

一般社団法人 大日本水産会 事業部業務課課長代理	茅野 直登
事業部業務課	甲斐 将大
事業部業務課	内堀 湧太

4. 議事要旨

議題1. 特定技能外国人の安全性の確保（分科会決定）

事務局より議事1「特定技能外国人の安全性の確保（分科会決定）」について資料に基づき説明があり、提案資料を一部修正（第1条第5号の削除及び第2条中対象となる構成員の明確化）の上、協議が調った。

主な質疑応答及び意見は次のとおり。

- 第1条第5号に「日本人乗組員が負傷及び疾病などにより、漁船が航行不能となった場合の対策」とあるが、具体的にどのような対策を講じるのか。免許や海技資格を保有していない者に船を運航させることは禁止されており、無線機器の使用にも免許が必要と思われる。

→日本人であれば無線等を活用して緊急連絡を行えるが、外国人の場合は言語等の問題もあり、事前に対策を講じておかなければ対応できないと思われる。具体的な対応方法については、船毎に実態が異なるため、現時点では考えていない。

- 第1条第5号にある「航行不能となった場合の対策」の延長線上には漁船事故を防止するという目的があるという理解。そうであれば、同条第6号で第5号の意味合いが含まれると解釈することが可能ではないか。
- 資料「漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則（改正）」の第3条第4号では、「運営要領第3条第2号に規定する構成員」の前に「漁業分科会の構成員で」とあるが、資料「特定技能外国人の安全性の確保（分科会決定）」第2条にはこの記述がない。同様に漁業分科会の構成員を指すのであれば、平仄を揃えた方がよいのではないか。

議題2．特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ

令和元年7月30日に行われた第1回漁業特定技能協議会・漁業分科会において継続議論となっていた議事2「特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ」について、事務局より資料に基づき説明。特定技能制度上は、外国人材の配乗に関し、人数制限は設けられていないが、漁業分科会としてのルールを定めた旨を言及。提案資料のとおり協議が調った。

主な質疑応答及び意見は次のとおり。

- 分科会で決定した文書のうち、「分科会決定」が付いているものと付いていないものがあるが、文書の性格が違うのか。

→分科会決定の付く文書（分科会決定事項）は漁業分科会の決定事項として効力を有するもの。今回決定した分科会決定の付かない文書（配乗人数に係る申し合わせ）は、特定技能の制度上、配乗人数の制限はないが、技能実習で外国人を受入れてきた経緯や安全性の確保及び日本人後継者の育成という観点から業界内で一定のルール作りをしようという目的のもとに作成したものであり、分科会決定事項と違い拘束力は有しないが、ある程度の指針を申し合わせという形によって示している。7月30日の第1回漁業特定技能協議会・漁業分科会において合意された、引抜き防止に関する申し合わせと同等の立ち位置になるとイメージ頂きたい。

議題3．特定技能外国人等の配乗人数の報告

事務局より議事3「特定技能外国人等の配乗人数の報告」について資料に基づき説明があり、提案資料のとおり協議が調った。

本議題に関し、特段の議論はなかった。

議題 4．漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則（改正）

水産庁より議事 4 「漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則（改正）」について資料に基づき説明があり、提案資料のとおり協議が調った。

本議題に関し、特段の議論はなかった。

議題 5．その他

その他、関係者間で意見交換を行った。

以上